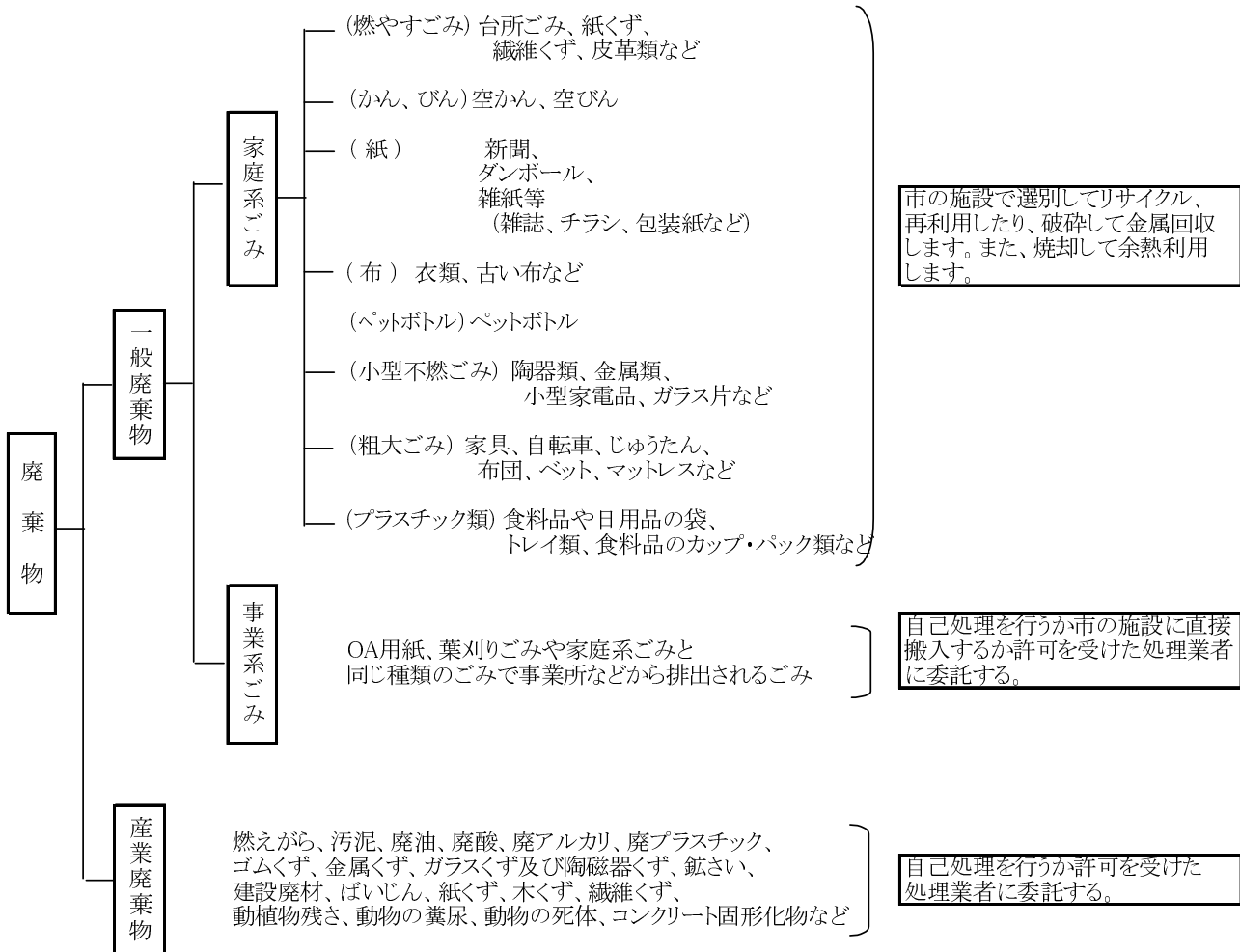


目 次

Q1 市が収集するごみとは	2
Q2 宝塚市で収集、処理しないごみは	5
Q3 こんなごみはどう処理したらよいか	7
Q4 ごみの正しい出し方は	11
Q5 ごみステーションの利用はどのようにすればよいか	12
Q6 ごみの分別排出を徹底すると	13
Q7 ごみの減量・資源化について、具体的な方法は	13
Q8 使用済み小型家電の処分方法は？	15
Q9 再生資源の集団回収とは	15
Q10 ごみが不法投棄されているが	16
Q11 ごみを自己搬入するには	17
Q12 道路上で動物(犬、猫等)が死んでいるが	18
Q13 ごみステーションの(新設、変更、廃止)申請をしたいが	18
Q14 「容器包装リサイクル法」とは	19
Q15 「家電リサイクル法」とは	19
Q16 ごみに関する啓発活動は	20
Q17 施設見学の申し込みは	21
Q18 ごみはどのように処理されていくの	22

Q1 市が収集するごみとは

1 ごみは、日常生活のあらゆるところから出てきますが、廃棄物（ごみ）を分類すると次のとおりとなります。



市が直接収集するごみは、このうち市民の日常生活から出てくる「家庭系ごみ」に限られます。

本市では、下記の10分別収集を行っています。

- 10 分別 ①燃やすごみ、②プラスチック類、③かん・びん、④新聞、⑤ダンボール、⑥雑誌・チラシ・包装紙等の雑紙類、⑦布、⑧ペットボトル、⑨小型不燃ごみ、⑩粗大ごみ（有料）

2 ごみは、決められた日の朝8時まで、透明又は半透明の袋に入れて出してください。

長さ50cmまでの棒、板きれや木製のハンガーはひもで縛って燃やすごみの日に出してください。（黒いごみ袋は収集しません。透明または半透明の袋を使用してください。）

3 家庭からの臨時ごみ

引っ越しなどにより、一時的にごみが多量に出る場合は、電話による事前予約（先着順）をし、決められた日にクリーンセンターに直接搬入してください。粗大ごみの持込み料金は10kg当たり90円です。

粗大ごみ以外は、無料です。ただし、**粗大ごみと一緒に搬入した場合は、粗大ごみと同様に有料となりますのでご注意ください。**また、持ち込めない場合は、宝塚市から一般廃棄物の収集運搬及び処分の許可を受けた下記の業者に処理を依頼してください。

ごみの収集運搬を引越し業者、便利屋などに依頼することはできません。

宝塚市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

平成27年(2015年)2月1日現在(50音順)

業者名	電話	
(株)エバーグリーン	0797-80-7875	家庭系・事業系一般廃棄物
海田工業(株)	0797-72-9660	家庭系・事業系一般廃棄物
(株)クリーンボーイ	0798-52-9811	家庭系・事業系一般廃棄物
サンター商事(株)	0797-74-5516	家庭系・事業系一般廃棄物
白瀬浚渫興業(株)	0797-84-1203	家庭系・事業系一般廃棄物
(株)都市クリエイトサービス	0797-81-6087	家庭系・事業系一般廃棄物
(有)ナカザワ	0797-73-4441	家庭系・事業系一般廃棄物
(有)ブランドゥー	0797-74-1199	家庭系・事業系一般廃棄物
(有)北摂クリーンサービス	0797-74-8833	家庭系・事業系一般廃棄物

4 ごみの収集時間は、ごみの量や交通事情等により、止むを得ず収集時間が前後することがありますので、ご了承ください。

また、ごみ収集は日頃から丁寧に行なうよう努めていますが、ごみ袋が簡単に破れることのないよう適量を袋に入れていただく等、ご協力をお願いします。(片手で持てる程度にしてください。)

5 黒いごみ袋は収集しません。収集業務の安全確保や分別徹底を図るうえで、排出ルールをより明確にし、徹底するため、黒い色のごみ袋は収集しません。万一、黒いごみ袋で出された場合は、警告シールを貼り、ごみステーションに残します。透明または半透明の袋で出してください。

6 収集日が祝日の場合でも、ごみ収集を行います。

7 月・火・木・金曜日は、燃やすごみを優先して収集しますので、プラスチック類、かん・びん、ペットボトル、紙・布、小型不燃ごみ等資源ごみなどの収集が午後になる場合があります。

8 最近、収集車の火災事故が増えています。

カセットボンベやスプレー缶などは、必ず使い切ってから、「かん・びん」の収集日に出してください。

Q2 宝塚市で収集、処理しないごみは

1 収集しないごみ

① 事業系ごみ（Q1参照）

飲食店、店舗、会社、工場、事務所などの事業活動に伴って排出される事業系ごみは、法の規定により、事業者自らが責任をもって適正に処理することになっています。

市のごみステーションに出すことはできません。

処理方法としては、

- ア 自己処理する。
- イ クリーンセンターに直接搬入する。（有料）
- ウ 市の許可業者に委託する。（有料）

② 危険物及び処理困難物

次の表に掲げる適正処理困難物は、購入店や販売店において有料で引き取ってもらうようお願いいたします。

	適正処理困難物	取扱店(販売店・問い合わせ先)
危険物	プロパンガスボンベ	㈱ミツワ流通センター TEL 072-759-4424
	消火器	(株)川南ファシリティズ TEL 0797-84-5577 布部防災 TEL 0797-86-7487
	燃料(バイク、ストーブ)、エンジンオイル等	購入先や販売店等
	塗料、ラッカー、シンナー類	購入先や専門業者、その他販売店
	注射針(家庭用インシュリン等)	入手先の医療機関へ返却
	農薬・その他薬品類	兵庫六甲農業協同組合や購入先
	バッテリー	市内ガソリンスタンドや販売店
処理困難物	タイヤ、タイヤホイール、自動車部品	市内ガソリンスタンド、販売店
	農機具	兵庫六甲農業協同組合、購入先
	単車(51CC以上)	その他販売店、市内単車販売店
	固いもの(耐火金庫、ボウリング球、ピアノ、鉄板等) オイルヒーター等	購入先、専門業者 その他販売店、産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者
産業廃棄物	ブロック、コンクリート、 土(プランター土など)	(株)井本興業 TEL 0797-87-7127 (株)大阪砕石工業所 TEL 0797-87-1571 (株)北久工務建材店 TEL 0797-85-0331
	石	(株)井本興業 TEL 0797-87-7127 (株)北久工務建材店 TEL 0797-85-0331
	ドラム缶、家屋造作、建築資材、建築廃材	産業廃棄物収集運搬業・処分業許可業者 など専門業者

③ 産業廃棄物（Q 1 参照）

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられますが、「産業廃棄物」については、法令上からも、その処理方法については厳しく規定されています。

ア 自己処理する。

イ 都道府県知事の許可を得た産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

④ 家電リサイクル法に規定する家電品目（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機）

購入店か、買い換え店に引き取ってもらってください。購入店が遠くの場合などは、宝塚電器商組合に加盟の電気屋さんで引き取ってもらうようお願いします。（「ごみの減量と資源化・分け方」の16ページ参照）

⑤ 家庭系パソコン

平成15年10月から、「資源有効利用促進法」に基づき、製造業者により自主回収・再資源化されることになっています。

使用済パソコンを廃棄される場合は、製造メーカーに直接問い合わせ、製造メーカーの指示する方法で廃棄してください。

なお、自分で組み立てた自作パソコンや倒産したメーカー・輸入販売会社のパソコンなどは、「パソコン3R推進センター(<http://www.pc3r.jp>)」が回収・リサイクルの受付窓口になっております。

2 処理しないごみ

- ① 適正処理困難物（危険物及び処理不適物）
- ② 産業廃棄物
- ③ 家電リサイクル法に規定する家電品目
- ④ 家庭系パソコン（小型家電回収ボックスに入るサイズのものを除く）

Q3 こんなごみはどう処理したらよいか

1 粗大ごみ

粗大ごみの収集・処理は有料です。

粗大ごみとは、

1辺が30cmを超える品物。(但し、50cm以下の棒状、板状の燃やすごみを除く。)

また、1辺が30cm以内であっても、容易に片手で持てない重さ(目安としては、5kg以上)の品物。

◎収集・持込を依頼するときは、事前に予約・受付センターへ電話(Tel 0797-87-3363)で予約してください。

◎クリーンセンターに持ち込む場合は、「Q11 ごみを自己搬入するには」を参照してください。

2 庭木を剪定した時に出た枝木の処分

- ・大量の場合は、**Q11 ごみを自己搬入するには**の2を参照してください。
- ・少量の場合は下記の個別収集が利用できます。

・戸別収集を利用する場合

直径5cm以下、長さ50cm以下の剪定枝が対象になります。

ひもで縛って、一束5kg以下にしてください。

1回あたり10束まで申込みできます。(無料)

[収集できないもの]

竹類(竹、笹、これらに類するもの)

解体材(家屋、物置等を解体した廃木材・防腐処理又は化学処理したもの等)

紙類、プラスチック類、針金等金属類

市外で発生した剪定枝等

農業、植木業等の活動から発生したもの

造園業者などの専門業者に剪定を依頼した場合は、処理も剪定した業者に依頼してください。

申込み方法

申込みは電話及び窓口で受付しますので、クリーンセンター業務課(Tel 0797-87-7883)にご予約ください。

申込みの時には、①住所、②氏名、③電話番号、④収集希望日、⑤排出場所、⑥束数をお伝えください。

収集日は月曜日から金曜日の毎日で、申込みは収集日の前日までとなります。

3 使用した紙おむつの処分

汚物(大便)をトイレ等で取り除いてから、あらかじめポリ袋に入れるなど衛生的に前処理して「燃やすごみ」として出してください。

4 乾電池の処分

「小型不燃ごみ」として透明なビニール袋に入れて、ごみステーションに出してください。ただし、ボタン型電池やニッカド・リチウム・水銀電池は、回収箱を設置している販売店に返却してください。

なお、筒型電池の回収箱を設置している販売店もあります。

5 高圧ガスを使ったカセットボンベやヘアースプレー缶等の処分

- ① 使いきってから出す。スプレー缶に残っている中身を抜くときは、火気がなく風通しの良い屋外でガスを抜くなど、安全面に注意してください。
- ② 空のスプレー缶は「かん・びん」の収集日に出してください。

最近、収集車の火災や、ごみピット内で爆発事故が増加しています。必ず、使い切るかガスを抜いてください。なお、中身が使い切れず困っている方は、直接クリーンセンターへお持ちください。

6 おもちゃやぬいぐるみの処分

- ① 金属類の付いたおもちゃなどは、燃やすごみに出してください。
なお、その大部分が金属製の場合は、「小型不燃ごみ」として出してください。
大型のもの（概ね30cmの大きさ以上のもの）は「粗大ごみ」として出すか、クリーンセンターへ直接搬入してください。
- ② ぬいぐるみは、布製ですが、リサイクルが困難ですので「燃やすごみ」として出してください。
ただし、大型のもの（概ね30cmの大きさ以上のもの）は「粗大ごみ」として出すか、クリーンセンターへ直接搬入してください。

7 使い捨てカイロや100円ライターの処分

- ① 使い捨てカイロは、どの種類にも該当せず、処理の都合上「燃やすごみ」として出してください。
- ② 100円ライターは、おもちゃと同様にプラスチックと金属の複合物ですが、「燃やすごみ」として出してください。
ただし、中身を使いきってから少量ずつ（一時多量に爆発の危険性がある）出してください。
なお、中身が使い切れず困っている方は、直接クリーンセンターへお持ちください。

8 発泡スチロールの処分

電気製品の梱包などに使用されている発泡スチロールやトレイ等は、プラスチック類(週1回の収集)として出してください。

ただし、大型のものは小さく砕いて出してください。食品のプラスチックトレイは、スーパーなどの店頭回収に出してください。

9 塗料が少し残っているとき

塗料を不要になった布や、新聞紙などに染み込ませて、燃やすごみとして出してください。

かんは、「小型不燃ごみ」として出してください。

10 引越しに伴うダンボールは、引越し業者に引き取ってもらってください。

11 不用となったタタミの処分は

産業廃棄物処理業者に処分してもらってください。

Q4 ごみの正しい出し方は

燃やすごみ	_____	① 台所ごみ、紙くず、 皮革類、ゴム類、 布くず類、木くず、 その他(たばこの吸がらなど)	_____ 週2回
プラスチック類	_____	② プラスチック類	_____ 週1回
かん・びん	_____	③ 空かん、空びん	_____ 月2回
紙	_____	④ 新聞 ⑤ ダンボール ⑥ 雑紙等 (雑誌、チラシ、包装紙等)	_____ 月2回
布	_____	⑦ 衣類、古い布等	_____ 月2回
ペットボトル	_____	⑧ ペットボトル (飲料用、酒類用、しょうゆ用)	_____ 月2回
小型不燃ごみ	_____	⑨ 陶磁器類、金属類、 ガラス類、小型家電品	_____ 月2回
粗大ごみ	_____	⑩ 可燃粗大、不燃粗大	_____ 申し込みによる戸別収集 (有料)

- 1 ごみを出す場合は、10分別により区別して出してください。
注) 分別の具体的内容については、3月に各戸に配布しております、「ごみの減量と資源化・分け方」(保存版)の「ごみの分別と出し方」の項をご参照ください。
- 2 ごみを出す時間は、それぞれの収集日の朝8時まで決められたごみステーションに出してください。(粗大ごみは、自宅近くで2tダンプ車が横付けできる場所)
- 3 収集日については、各家庭に配布している「ごみの減量と資源化・分け方」のごみ収集カレンダーに記載しています。
- 4 黒い袋で出されたごみは収集しません。これは、ごみ袋の中身の識別が困難であり、分別収集の徹底と収集作業の安全確保のためにも、透明もしくは半透明の袋を使用するようお願いします。

Q5 ごみステーションの利用はどのようにすればよいか

1 ごみステーションの利用は

- ① 決められたものを（10分別）
- ② 決められた日時に（収集日は各地区で決まっている。時間は朝8時まで）
- ③ 決められた場所に（それぞれのごみステーション）
- ④ 決められた方法で（黒いごみ袋は収集しません。透明または半透明の袋に入れる。ひもで縛る。）

排出することを徹底してください。他のごみステーションに出すことはできません。

ごみを収集日以外に出すと、交通の妨げにもなりますし、犬や猫にごみが食い散らかされたり、風に飛ばされたり、道路にしみがついて、まちの美観を著しく損ねるだけでなく、悪臭や蠅等が発生して近所迷惑にもなります。

2 カラス等による、ごみステーションの散乱防止対策として、「辛み成分入りの黄色のネット」を無償貸与しています。道路上のごみステーションを利用している方でこの防鳥ネットを希望される方は、貸与の申請をしてください。現在、使用しているグリーンネットを引き続き使用する場合は、返還は不要です。使用期間が3年経過したものも交換しています。

なお、辛み成分入りの黄色のネットの購入を希望される場合は、有償でお渡しします。

（25年度は1枚2,500円ですが、年度によって変更することもあります。）

3 ごみステーションに収集容器を設置することについては、道路の通行障害になったり、常時排出（ごみ箱化する）の恐れがあり、管理上の問題もあると考えられるので、現在のところ考えておりません。

4 ごみステーションの清掃等は、利用される方々の自主管理でお願いします。市も、ごみステーションの適正な管理のPRに努めていきます。

Q6 ごみの分別排出を徹底すると

本市では、家庭系ごみについて、10分別により収集を行っています。この分別排出を徹底すると、ごみ処理を効率的に進めることができます。

燃やすごみの中に空かんなどの燃えないごみが混入されると、焼却効率を低下させるだけでなく、焼却炉をいためる結果となり修理費など無駄な経費がかかります。

また、燃やすごみの中には資源化可能な紙ごみがまだ多く含まれています。リサイクルできるごみは資源化を図り、もう一度資源として有効利用することによって、ごみ量を少なくすれば、埋立地を長く使用することができますし、「プラスチック類」「かん・びん」「紙」「布」「ペットボトル」「小型不燃ごみ」と分別収集することにより、容易で効率的にリサイクルすることができます。

このように、ごみの分別排出を徹底することにより、ごみの減量・資源化ができ、ごみの処理経費も節減することができます。

市民の皆様のご協力をお願いします。

Q7 ごみの減量・資源化について、具体的な方法は

本市では、「環境への負荷が少ない循環型社会の構築“めざせごみゼロ！”」を目指して、市民・事業者・行政が連携し、まずごみにしない、ごみをつくらないことを基本として一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの減量・資源化を推進しています。

平成19年度のプラスチック類の分別を契機に、ごみ量は減少の傾向を示していますが近年は横ばい状況から少し増加に転じています。より一層、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、その役割を果たしながら協働して減量・資源化を推進していく必要があります。

1 減量、資源化の主なものとしては

- ① 必要なものを必要なだけ買う。不要なものを買わない。受け取らない。
- ② 買いすぎない、作りすぎない食生活を心掛ける。
- ③ 過剰な包装は断り、簡易包装を申し出る。使い捨て商品は避け、長く使えるものを選ぶ。
- ④ 使えるものをすぐ捨てたりせず、修理や部品交換等をして長持ちさせる。
- ⑤ まだ使えるが不要になったものは、ガレージセールやバザーに出すか他人に譲る。消費生活センターの「譲ります。譲ってください。」のコーナー等を活用する。

- ⑥ 買い物に行くときは、マイバッグ（買い物袋）を持参し、レジ袋は断る。
- ⑦ ラップやティッシュペーパーはむやみに使わない。
- ⑧ ごみの分別排出（10分別）の徹底を図る。
- ⑨ 台所から出る生ごみは、水分をよく切る。自分の畑や庭に埋めるか、生ごみ堆肥化容器（EMボカシ併用）等により減量する。
- ⑩ 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）、布類、缶類、びん類等の資源物は、地域での集団回収に出す。
- ⑪ 食品トレーや牛乳パックなどは、回収しているスーパーなどへ持って行く。
- ⑫ できるだけ再生品を暮らしの中に取り入れる。

2 本市で実施している減量化・資源化方策としては

- ① 資源類（プラスチック類、かん・びん、紙、布、ペットボトル、小型不燃ごみ）や粗大ごみから有価物を選別して資源化する。
- ② 小型家電リサイクルを市内9か所でボックス回収を行い、鉄、プラスチック、レアメタルなど資源のリサイクルを実施しています。
- ③ 集団回収を実施した登録団体には、再生資源回収量1kgにつき3円の奨励金を交付しています。（実施する場合は、あらかじめ登録手続きが必要です。）
- ④ 植木ごみをチップ化し、堆肥等にもリサイクルしています。また、熟成チップは市民の方に無償配布していますので、必要な方は袋を持参し、緑のリサイクルセンター・クリーンセンターへ取りに来てください。

（参考） 国では、「循環型社会形成推進基本法」を制定し、ごみ処理の優先順位を明確にしました。

- ① ごみを作らない（発生抑制） ②再使用 ③再利用（リサイクル） ④熱回収 ⑤適正処理
- となっています。

Q8 使用済み小型家電の処分方法は？

市内9カ所に置かれた回収ボックスに、施設の営業時間内であれば、小型家電リサイクル対象品目を直接投函していただけます。(ボックスの投入口の大きさは300mm×200mmです。)

回収ボックス設置場所

- ・市役所本庁 G 階
- ・クリーンセンター管理棟
- ・西谷自然休養村センター
- ・あいあいパーク
- ・消費生活センター
- ・仁川駅前サービスステーション
- ・宝塚駅前サービスステーション
- ・ダイエー宝塚中山店
- ・イズミヤ小林店

詳しくはごみカレンダー19 ページか専用チラシをご参照願います。

Q9 再生資源の集団回収とは

再生資源の集団回収は、家庭から排出される古紙等の再生資源を定期的に集団回収している団体等に奨励金を交付することにより、ごみの減量化、資源化を図るものです。

1 交付対象団体

市内の自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会、PTA等の営利を目的としない団体。ただし、

- ① 構成世帯または構成員が概ね5世帯以上または10人以上であること
- ② 集団回収を定期的に実施する団体であること

2 交付対象品目

新聞、雑誌、ダンボール、布類、かん類、びん類、牛乳パック、ペットボトル

3 奨励金の額

1kgにつき3円

4 団体の登録

所定の申請書に団体の規約を添付して随時申請してください。

申請先 クリーンセンター 管理課 (TEL 87-4844)

Q10 ごみが不法投棄されているが

- 1 みだりに、ごみを道路や河川、空地などに不法投棄すると法の定めにより処罰されます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、土地や建物の占有者や管理者は、不法投棄等されないよう土地や建物を清潔にするよう義務付けられています。

不法投棄を発見した場合は、市役所生活環境課（Tel 0797-77-2074）へ連絡してください。

なお、不法投棄の現場を目撃された場合は、直ちに警察（110番）に連絡してください。

不法投棄は、モラルの問題でもあり、日頃から環境美化に対する市民意識の向上を図ることが大切です。ぜひ、地域ぐるみの運動の推進をお願いします。

- 2 本市では、平成8年4月から本格的に「ポイ捨て禁止条例」が施行されています。

この条例は、空かんやたばこの吸い殻などの散乱防止とかん、びんの再資源化を促進するため定められたものです。市民の皆さんや市への旅行者、かん・びん入り飲料やたばこの販売業者などを対象に清潔で美しいまちの実現のためにそれぞれの責務も定めています。

また、観光客や買い物客などの往来が多い主要な駅周辺や、多くの車両が通過する幹線道路など公共性が高く美化促進が特に必要な場所を「散乱防止重点区域」に指定し、空かんや吸い殻などの散乱防止を重点的に推進しています。

- 3 本市では、「ポイ捨て禁止」の啓発看板を作製しています。

ご希望の場合は、市役所生活環境課（Tel 0797-77-2074）までお申し出ください。

なお、看板を設置しにくい場所については、お申し出いただければ生活環境課で設置します。

- 4 ごみステーションに不法投棄されている場合は、ごみステーション管理の観点からクリーンセンターで対応しますので、クリーンセンター業務課（Tel 0797-87-7883）へ連絡ください。

ただし、私有地内にあるごみステーションに出された場合は、土地の所有者または、管理者で処理してください。

Q11 ごみを自己搬入するには

1 市民の方が、粗大ごみや臨時に出る多量のごみを、クリーンセンターへ自己搬入する場合は、あらかじめ前日までに電話（TEL 0797-87-3363）予約してから、分別して搬入してください。

① 予約受付

年末年始を除く毎日

9:00～17:00

② 搬入時間

月曜日～金曜日（祝日も可）、毎月第3土曜日（粗大ごみのみ）

午前の部 8:00～11:00

午後の部 12:00～15:15

土曜日（毎月第3土曜日を除く）、日曜日、年末年始は、原則として休みます。

③ 粗大ごみは有料です。

10kgにつき90円です。

粗大ごみと他のごみを一緒に搬入した場合は、粗大ごみと同様に取り扱います。

④ 注意事項

○宝塚市内で発生したごみに限ります。

○分別していない場合は受け付けできません。

○その他詳しいことは、クリーンセンター管理課（TEL 87-4844）にお問い合わせください。

2 植木を剪定した時に出た枝葉が多量の場合は、緑のリサイクルセンター（FAX 0797-91-0369 問い合わせは0797-87-4844）へ搬入してください。

① 予約は要りません。（リサイクルのため、土等は落としておいてください。）

② 搬入時間

月曜日～土曜日（祝日を除く。）

午前の部 8:00～12:00（受付時間は 8:00～11:45）

午後の部 13:00～17:00（受付時間は13:00～16:45）

（6月～9月末は受付終了時間 ～17:30）

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始は、休みます。

③ 注意事項

○枝の太さ5cmを超える場合は有料です。(10kgにつき90円です。)

○太さ20cmを超える場合と根は処理できません。

○竹・笹類・木杭はクリーンセンターへ(予約が必要です)

Q12 道路上で動物(犬、猫等)が死んでいるが

1 飼い主がはっきり分かっている場合

飼い主の責任により処理していただきますので、飼い主にご連絡をお願いします。

2 飼い主が不明の場合

クリーンセンター予約受付(TEL 0797-87-3363)にご連絡ください。クリーンセンターで処理します。

死体は、ビニール袋に入れて密閉し、ダンボール箱等に入れるなどご協力ください。

Q13 ごみステーションの(新設、変更、廃止)申請をしたいが

ごみステーションの新設、変更等については、利用者で協議のうえ、場所が決まりましたら、設置等申請書を提出のうえ、クリーンセンター業務課(TEL 0797-87-7883)へ申し出てください。

クリーンセンターで現地を調査の上、収集に適した場所であるかどうか検討し、差し支えなければごみステーションに指定します。

Q14 「容器包装リサイクル法」とは

平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」が制定されました。

この法律は、家庭等から一般廃棄物として出される容器包装廃棄物について、消費者は分別排出し、市町村はそれらを分別収集し、事業者はそれらを再商品化（リサイクル）することに努めなければならないとなっており、これにより廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図るとされています。

容器包装廃棄物とは

空かん（アルミかん、スチールかん）、空びん（無色、茶色、その他の色）、紙パック、ペットボトル、ダンボール、その他の紙、その他のプラスチック の10品目 です。

Q15 「家電リサイクル法」とは

平成13年4月より、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が実施されました。

この法律では、不用となった家電製品の適正な処理と、そこから生まれる資源の有効利用を図るため、消費者はリサイクル費用を負担、販売店は、引き取り運搬、メーカーはリサイクルしなければならないと定められています。

家電リサイクル法対象品目（特定家庭用機器）は、①電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ②電気洗濯機 ③テレビ ④エアコン ⑤衣類乾燥機 です。

使わなくなった上記家電品目は、購入店、買い換え店又は宝塚電器商組合加盟店にリサイクル費用と運搬費を負担して引き取ってもらってください。

リサイクル費用と運搬費用は、販売店等にお尋ねください。

宝塚電器商組合加盟店は、「ごみの減量と資源化・分け方」の7ページに掲載しています。

Q16 ごみに関する啓発活動は

1 ごみの分別排出、収集日等を徹底するために

パンフレット「ごみの減量と資源化・分け方」を3月に宅配

2 ごみの減量、資源化を図るために

① ごみ減量化・資源化啓発ポスターの募集

市内の小・中学生を対象に絵画ポスターを募集して、優秀作品を表彰し、市内公共施設等で展示しています。

② 再生資源の集団回収奨励金の交付

③ 買い物袋持参運動の推進、啓発

④ ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（愛称：スリム・リサイクル宣言の店）指定など

3 その他

① ごみゼロ推進員制度

② 施設見学会（随時受付）

Q17 施設見学の申し込みは

わたしたちの目の前から日々ごみは消えていきますが、ごみの行方を一度見届けていただければ、何故ごみを分別する必要があるのか、何故ごみを減らさなければならないのかなど、より一層のご理解がいただけることと思います。

① 施設見学の場所

宝塚市クリーンセンター 宝塚市小浜1丁目2番15号

② 申込み先 管理課へ ☎0797-87-4844

③ 申込事項等

施設見学者は、日時、グループ名、人数、代表者の氏名などを書いて、事前に申し込んでください。

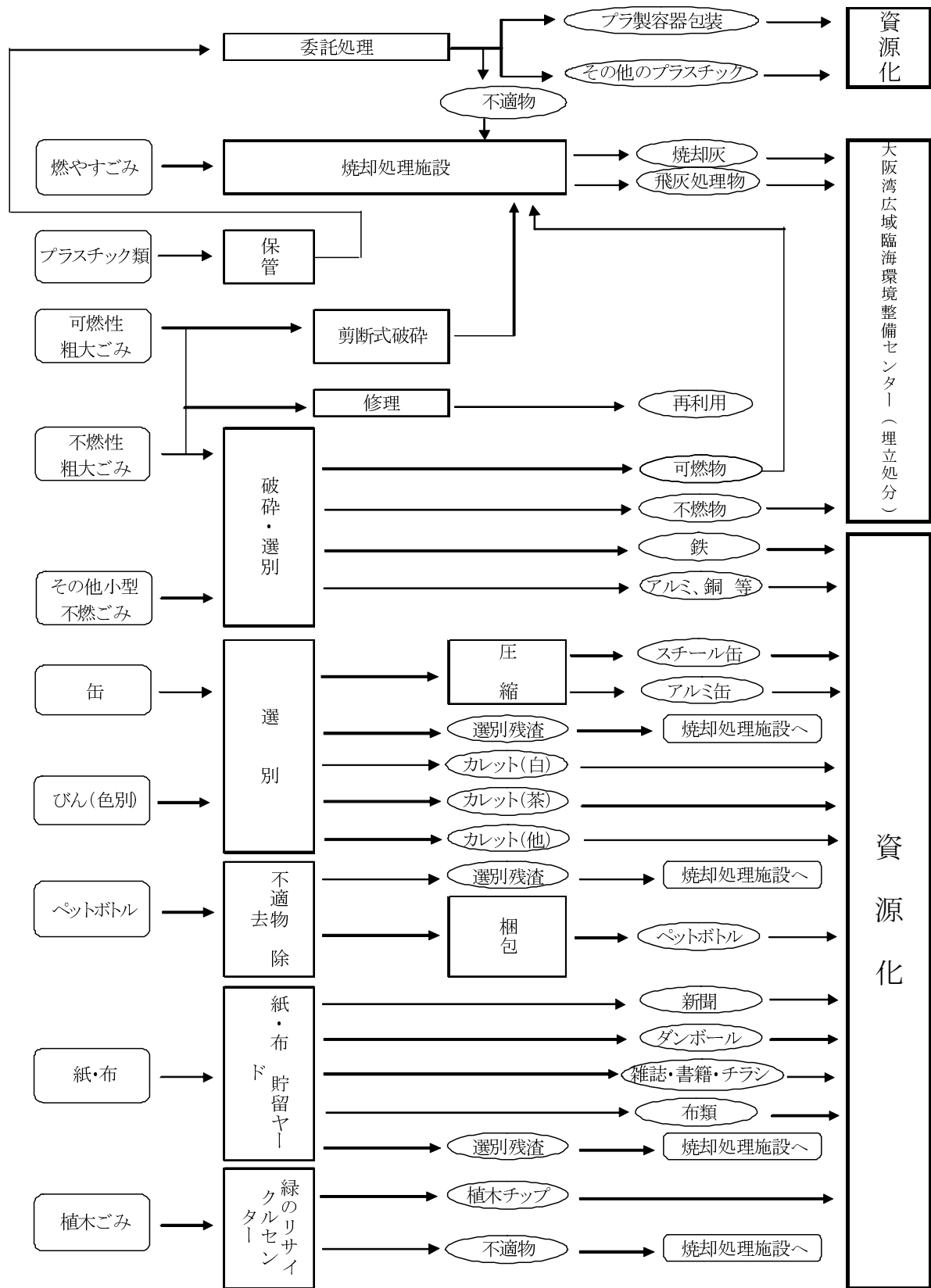
なお、申込書の様式はホームページからダウンロードできます。

④ 見学時間等

見学時間は、休日を除く月曜日から金曜日までの午前9時から11時までです。

見学の際は、職員や施設見学案内・説明者により案内します。

Q18 ごみはどのように処理されていくの



ごみ処理の流れ (基本計画データから)